

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、児童福祉施設等（以下「施設」という。）の整備を促進するため、社会福祉法人等が行う施設建設等の事業に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該社会福祉法人等に対し補助金を交付する。

(補助事業等)

第2条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助金の対象とする者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表1に掲げる施設の種類ごとに定める設置根拠により設置主体が行う施設整備に係る事業
- (2) その他市長が特に必要と認めた社会福祉法人、公益社団法人又は公益財団法人が行う施設整備に係る事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舍に要する経費
- (4) 防犯対策強化に係る整備における、防犯対策強化以外を目的とした整備に要する費用
- (5) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助基準額)

第3条 補助基準額は、別表2に掲げる整備区分ごとに、別表3に掲げる算定方法により算定した額とする。

2 前項にあわせて別表4に掲げる事業を実施するための整備を行うときは、前項により算定した額に、同表に掲げる算定方法により算定した額を加えることができる。

(補助金の額)

第4条 補助額は、前条により算定した補助基準額に別表5に掲げる算定方法により算定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業に民間助成金（お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、公益財団法人 JKA 若しくは公益財団法人日本財団による助成金その他これらに類するものをいう。）の交付を重複して受ける場合においては、補助の対象から除く。

3 前2項に規定するもののほか、市長が特に必要があると認めるときは、別に補助額を決定することができるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は

全部を市に納付させることがあること。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (6) 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。
- (7) 事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
- (8) その他市長が必要と認める事項
(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更交付の申請等)

第8条 第6条第1号の規定による承認を受け補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、通知するものとする。
- 3 第6条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を調査し、補助事業の中止又は廃止を決定し、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

(状況報告)

第9条 規則第10条の規定による状況報告をしようとするときは、工事の着工状況について作成した千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業工事着工報告書(様式第7号)を着工日から5日以内に、補助金の交付決定に係る年度の12月末現在で作成した千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業工事進捗状況報告書(様式第8号)を当該年度の1月10日までに、それぞれ市長に提出して行わなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告をしようとするときは、補助事業が完了したときから起算して15日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業を中止し、又は廃止したときは、承認を受けた日から15日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業実績報告書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。なお、事業が翌年度にわたるときは、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金年度終了報告書(様式第10号)をこの補助事業の交付決定に係る市の会計年度の翌年度の4月15日までに市長に提出しなければならない。

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、同条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金額確定通知書(様式第11号)によるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 12 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、第 10 条による実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（様式第 16 号）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付の請求）

第 13 条 規則第 16 条第 1 項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付請求書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第 16 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第 13 号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第 14 条 規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条の規定による通知は、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付決定取消通知書（様式第 14 号）によるものとする。

（返還の命令）

第 15 条 規則第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による返還命令は、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金返還命令書（様式第 15 号）によるものとする。

（委任）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金の交付に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則
（施行期日）

1 この要綱は、平成 19 年 3 月 27 日から施行し、平成 18 年度分の予算に係る補助金から適用する。ただし、平成 17 年度に補助金の交付を受けた補助事業区分に係る平成 18 年度分の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

（安心こども基金による特別対策事業の実施に伴う特例）

2 平成 21 年度から平成 26 年度に限り、補助事業が、安心こども基金管理運営要領（「平成 20 年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について」（平成 21 年 3 月 5 日付け文科初第 1279 号・雇児発第 0305005 号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙。以下この項において「要領」という。）別添 1 の保育所緊急整備事業に該当する場合にあっては、別表 2 から別表 5 までの規定にかかわらず、補助基準額及び補助金の額については要領の規定を準用する。この場合において次の表の左欄に掲げる千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付要綱の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

本要綱第 3 条に定める別表 2 の整備区分のうち「大規模修繕等」の整備内容に関する規定	既存施設について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。	既存施設について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」を準用し整備をすること。
同「老朽民間社会福祉施設整備」の整備内	社会福祉法人が設置する施設について、厚生労働省雇用均等・児童	社会福祉法人が設置する施設について、厚生労働省雇用均等・児童

容に関する規定	家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。	家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」を準用し改築整備（一部改築を含む。）をすること。
本要綱第3条に定める別表3の整備区分のうち「別表2に掲げる整備区分のうち創設、増築、増改築、改築又は老朽民間社会福祉施設整備（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備にあっては、一部改築を除く。）」の補助基準額に関する規定	整備事業の対象経費（※）の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額と、整備開始前年度における厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」に掲げる交付基礎点数表により1点1,000円として算定した額を比較して低い額とする。 ただし、整備開始年度において国の補正予算若しくは追加協議により行われる整備事業に係る補助基準額の算定において比較する交付基礎点数については、整備開始年度における同要綱に掲げる交付基礎点数表により1点1,000円として算定した額とする。	事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別添1に定める対象経費の実支出額の合計と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較し少ない方の額を選定する。事業ごとに、その選定した額と、（別表）補助基準額表に定める事業ごとに、算出した基準額を合計した額とを比較していずれか少ない方の額（以下「補助基本額」という。）とする。 なお、補助基本額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
同「別表2に掲げる整備区分のうち大規模修繕等」の補助基準額に関する規定	整備事業の対象経費（※）の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額とする。	事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別添1に定める対象経費の実支出額の合計と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較し少ない方の額（以下「補助基本額」という。）とする。 なお、補助基本額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
同「別表2に掲げる整備区分のうち拡張又は増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備における一部改築」の補助基準額に関する規定	整備事業の対象経費（※）の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額と、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成	事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別添1に定める対象経費の実支出額の合計と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較し少ない方の額を選定す

	支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」による算定方法で整備開始前年度における厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」に掲げる交付基礎点数表により１点１，０００円として算定した額を比較して低い額とする。 ただし、整備開始年度において国の補正予算若しくは追加協議により行われる整備事業に係る補助基準額の算定において比較する交付基礎点数については、整備開始年度における同要綱に掲げる交付基礎点数表により１点１，０００円として算定した額とする。	る。事業ごとに、その選定した額と、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」による算定方法で、(別表) 補助基準額表に定める事業ごとに、算出した基準額を合計した額とを比較していずれか少ない方の額（以下「補助基本額」という。）とする。 なお、補助基本額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
本要綱第４条に定める別表５の整備区分のうち「別表２に掲げる整備区分のうち創設、拡張、増築、増改築、改築又は老朽民間社会福祉施設整備（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備にあつては、一部改築を含む。）」の補助金交付額のうち別表３に関する規定	別表３及び別表４により算定した補助基準額に１．９５を乗じて得た額とする。 なお、交付額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	別表３により算定した補助基本額に補助率４分の３を乗じて得た額とする。 なお、交付額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
本要綱第５条に定める「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付申請書（様式第１号）」に関する様式		別紙「様式第１－２号 千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付申請書」（別紙１及び別紙２を含む。）による。
本要綱第７条に定める「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付決定通知書（様式第２号）」に関		別紙「様式第２－２号 千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付決定通知書」による。

する様式		
本要綱第8条第1項に定める「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業変更交付申請書（様式第3号）」に関する様式		別紙「様式第3－2号 千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業変更交付申請書」（別紙1及び別紙2を含む。）による。
本要綱第8条第2項に定める「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金変更交付決定通知書（様式第4号）」に関する様式		別紙「様式第4－2号 千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金変更交付決定通知書」による。
本要綱第8条第4項に定める「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）」に関する様式		別紙「様式第6－2号 千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業中止（廃止）承認通知書」による。
本要綱第10条に定める「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業実績報告書（様式第9号）」に関する様式		別紙「様式第9－2号 千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業実績報告書」（別紙1及び別紙2を含む。）による。

附 則

- この要綱は、平成21年7月9日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金から適用する。
（社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金による特別対策事業の実施に伴う特例）
- 平成21年度から平成23年度に限り、補助事業が、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領（「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」（平成21年7月31日付け雇児発0731第1号・社援発0731号第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長連名通知）別紙。以下この項において「要領」という。）別紙2のスプリンクラー整備事業に該当する場合にあつては、別表2から別表5までの規定にかかわらず、補助基準額及び補助金の額については要領の規定を準用する。この場合において次の表の左欄に掲げる千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付要綱の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

本要綱第3条に定める別表2の整備区分のうち「スプリンクラー設備等整備」の整備内容に関する規定	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」を準用し整備をすること。
--	---	--

本要綱第3条に定める別表3の整備区分のうち「別表2に掲げる整備区分のうちスプリンクラー設備等整備」の補助基準額に関する規定	整備事業の対象経費（※）の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額と、整備開始年度における厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」に掲げる交付基礎点数表により1点1,000円として算定した額を比較して低い額とする。	事業又は工事請負契約等を締結する単位ごとに、別紙2の5に定める補助基準額及び対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）とする。 なお、補助基本額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
本要綱第4条に定める別表5の整備区分のうち「別表2に掲げる整備区分のうちスプリンクラー設備等整備」の補助金交付額のうち別表3に関する規定	別表3により算定した補助基準額に1.5を乗じて得た額とする。 なお、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	別表3により算定した補助基本額に補助率4分の3を乗じて得た額とする。 なお、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
本要綱第5条に定める「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付申請書（様式第1号）」に関する様式		別紙「様式第1－3号 千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付申請書」（別紙1及び別紙2を含む。）による。
本要綱第7条に定める「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付決定通知書（様式第2号）」に関する様式		別紙「様式第2－3号 千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付決定通知書」による。
本要綱第8条第1項に定める「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業変更交付申請書（様式第3号）」に関する様式		別紙「様式第3－3号 千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業変更交付申請書」（別紙1及び別紙2を含む。）による。
本要綱第8条第2項に定める「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業変更交		別紙「様式第4－3号 千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金変更交付決定通知書」による。

付決定通知書（様式第 4 号）」に関する様式		
本要綱第 8 条第 4 項に定める「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 6 号）」に関する様式		別紙「様式第 6－3 号 千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業中止（廃止）承認通知書」による。
本要綱第 10 条に定める「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業実績報告書（様式第 9 号）」に関する様式		別紙「様式 9－3 号 千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業実績報告書」（別紙 1 及び別紙 2 を含む。）による。

附 則

この要綱は、平成 22 年 2 月 1 日から施行し、平成 21 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 22 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 2 日から施行し、平成 22 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 4 日から施行し、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。
（平成 27 年度の予算執行に係る安心子ども基金による特別対策事業の実施に伴う特例）

- 2 附則第 2 項中「平成 26 年度」を「平成 27 年度」に改める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 12 月 21 日から施行し、平成 28 年度の予算に係る補助金から適用する。

（平成 28 年度の予算執行に係る安心子ども基金による特別対策事業の実施に伴う特例）

- 2 附則第 2 項中「平成 26 年度」を「平成 28 年度」に改める。

（保育所等整備交付金による施設整備事業の実施に伴う特例）

- 3 補助事業が、平成 28 年度保育所等整備交付金交付要綱（「平成 28 年度保育所等整備交付金の交付について」（平成 28 年 12 月 21 日付け厚生労働省発雇児 1221 第 1 号厚生労働事務次官通知）別紙。以下この項及び次項において「交付要綱」という。）の交付の対象となる事業に該当

する場合にあつては、第2条第1項第1号、第3条第1項並びに第4条第1項の規定にかかわらず、補助事業等、補助基準額及び補助金の額については交付要綱の規定を準用する。

- 4 前項の規定により交付要綱の規定を準用するときは、第5条、第7条、第8条第1項、第2項及び第4項並びに第10条に定める様式は、附則第2項において読み替える様式とする。

(認定こども園施設整備交付金による施設整備支援事業に伴う特例)

- 5 補助事業が、認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成27年5月21日付け文部科学大臣裁定、平成28年5月11日一部改正）の交付の対象となる事業に該当する場合にあつては、第2条第1項第1号、第3条第1項並びに第4条第1項の規定にかかわらず、補助事業費等、補助基準額及び補助金の額については、認定こども園施設整備交付金実施要領（平成27年5月21日初等中等教育局長裁定、平成28年5月11日一部改正）の規定を準用する。

- 6 前項の規定により認定こども園施設整備交付金実施要領の規定を準用するときは、第5条、第7条、第8条第1項、第2項及び第4項並びに第10条に定める様式は、附則第2項において読み替える様式とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月15日から施行し、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成29年度の予算執行に係る安心こども基金による特別対策事業の実施に伴う特例)

- 2 附則第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

- 3 附則第2項の表中「別表2に掲げる整備区分のうち創設、増築、増改築、改築又は老朽民間社会福祉施設整備（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備にあつては、一部改築を除く。）」を「別表2に掲げる整備区分のうち創設、増築、増改築、改築、老朽民間社会福祉施設整備又は防犯対策強化に係る整備（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備にあつては、一部改築を除く。）」に改める。

(保育所等整備交付金による施設整備事業の実施に伴う特例)

- 4 補助事業が、平成29年度保育所等整備交付金交付要綱（「平成29年度保育所等整備交付金の交付について」(平成29年3月31日付け厚生労働省発雇児0331第6号厚生労働事務次官通知) 別紙。以下この項及び次項において「交付要綱」という。）の交付の対象となる事業に該当する場合にあつては、第2条第1項第1号、第3条第1項並びに第4条第1項の規定にかかわらず、補助事業等、補助基準額及び補助金の額については交付要綱の規定を準用する。

- 5 前項の規定により交付要綱の規定を準用するときは、第5条、第7条、第8条第1項、第2項及び第4項並びに第10条に定める様式は、附則第2項において読み替える様式とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年5月8日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

(平成30年度の予算執行に係る安心こども基金による特別対策事業の実施に伴う特例)

- 2 附則第2項中「平成26年度」を「平成30年度」に改める。

(保育所等整備交付金による施設整備事業の実施に伴う特例)

- 3 補助事業が、平成30年度保育所等整備交付金交付要綱（「平成30年度保育所等整備交付金の交付について」(平成30年5月8日付け厚生労働省発雇児0508第1号厚生労働事務次官通知) 別紙。以下この項及び次項において「交付要綱」という。）の交付の対象となる事業に該当する場合にあつては、第2条第1項第1号、第3条第1項並びに第4条第1項の規定にかかわらず、補助事業等、補助基準額及び補助金の額については交付要綱の規定を準用する。

- 4 前項の規定により交付要綱の規定を準用するときは、第5条、第7条、第8条第1項、第2項及び第4項並びに第10条に定める様式は、附則第2項において読み替える様式とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年6月6日から施行し、令和元年度の予算に係る補助金から適用する。
(令和元年度の予算執行に係る安心こども基金による特別対策事業の実施に伴う特例)
- 2 附則第2項中「平成26年度」を「令和元年度」に改める。
(保育所等整備交付金による施設整備事業の実施に伴う特例)
- 3 補助事業が、保育所等整備交付金交付要綱（「保育所等整備交付金の交付について」（令和元年6月6日付け第一次改正厚生労働省発子0606第2号厚生労働事務次官通知）別紙。以下この項及び次項において「交付要綱」という。）の交付の対象となる事業に該当する場合にあっては、第2条第1項第1号、第3条第1項並びに第4条第1項の規定にかかわらず、補助事業等、補助基準額及び補助金の額については交付要綱の規定を準用する。
- 4 前項の規定により交付要綱の規定を準用するときは、第5条、第7条、第8条第1項、第2項及び第4項並びに第10条に定める様式は、附則第2項において読み替える様式とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月5日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。
(令和2年度の予算執行に係る安心こども基金による特別対策事業の実施に伴う特例)
- 2 附則第2項中「平成26年度」を「令和2年度」に改める。
(保育所等整備交付金による施設整備事業の実施に伴う特例)
- 3 補助事業が、保育所等整備交付金交付要綱（「保育所等整備交付金の交付について」（令和2年6月5日付け厚生労働省発子0605第4号厚生労働事務次官通知）別紙。以下この項及び次項において「交付要綱」という。）の交付の対象となる事業に該当する場合にあっては、第2条第1項第1号、第3条第1項並びに第4条第1項の規定にかかわらず、補助事業等、補助基準額及び補助金の額については交付要綱の規定を準用する。
- 4 前項の規定により交付要綱の規定を準用するときは、第5条、第7条、第8条第1項、第2項及び第4項並びに第10条に定める様式は、附則第2項において読み替える様式とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月6日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。
(令和3年度の予算執行に係る安心こども基金による特別対策事業の実施に伴う特例)
- 2 附則第2項中「平成26年度」を「令和3年度」に改める。
(保育所等整備交付金による施設整備事業の実施に伴う特例)
- 3 補助事業が、保育所等整備交付金交付要綱（「保育所等整備交付金の交付について」（令和3年7月6日付け厚生労働省発子0706第6号厚生労働事務次官通知）別紙。以下この項及び次項において「交付要綱」という。）の交付の対象となる事業に該当する場合にあっては、第2条第1項第1号、第3条第1項並びに第4条第1項の規定にかかわらず、補助事業等、補助基準額及び補助金の額については交付要綱の規定を準用する。
- 4 前項の規定により交付要綱の規定を準用するときは、第5条、第7条、第8条第1項、第2項及び第4項並びに第10条に定める様式は、附則第2項において読み替える様式とする。
(公立保育所の民間移管における特例)
- 5 公立保育所の民間移管として補助事業を実施する補助事業者は、交付要綱の規定により算出される補助額に、次表に掲げる算定方法により算定した額を加えて交付申請することができる。なお、開発行為に係る費用については、小深保育所の民間移管のみ補助対象とする。

対象経費	補助基準額	補助率	算定方法
駐車場整備費	3, 5 0 0 千円	3 / 4	外構工事費のうち「駐車場整備費用」及び左記補助基準額を比較して少ない額に補助率4分の3を乗じた額とする。
大型遊具整備費	2, 5 0 0 千円	3 / 4	「交付要綱で定める対象経費の実支出額から交付要綱に基づき算出される補助基本額を除いた金額」、「大型遊具購入費」及び左記補助基準額を比較して少ない額に補助率4分の3を乗じた額とする。
開発行為に係る費用	5, 0 0 0 千円	1 0 / 1 0	都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に定める開発行為に係る経費及び左記補助基準額を比較して少ない額に補助率10分の10を乗じた額とする。

附 則

- この要綱は、令和4年6月23日から施行し、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。
（令和4年度の予算執行に係る安心こども基金による特別対策事業の実施に伴う特例）
- 附則第2項中「平成26年度」を「令和4年度」に改める。
（保育所等整備交付金による施設整備事業の実施に伴う特例）
- 補助事業が、保育所等整備交付金交付要綱（「保育所等整備交付金の交付について」（令和4年6月23日付け厚生労働省発子0623第4号厚生労働事務次官通知）別紙。以下「交付要綱」という。）の交付の対象となる事業に該当する場合にあっては、第2条第1項第1号、第3条第1項並びに第4条第1項の規定にかかわらず、補助事業等、補助基準額及び補助金の額については交付要綱の規定を準用する。
- 前項の規定により交付要綱の規定を準用するときは、第5条、第7条、第8条第1項、第2項及び第4項並びに第10条に定める様式は、附則第2項において読み替える様式とする。
（公立保育所の民間移管における特例）
- 公立保育所の民間移管として補助事業を実施する補助事業者は、交付要綱の規定により算出される補助額に、次表に掲げる算定方法により算定した額を加えて交付申請することができる。なお、開発行為に係る費用については小深保育所の民間移管のみを、進入路整備費については亥鼻保育所の民間移管のみを補助対象とする。

対象経費	補助基準額	補助率	算定方法
駐車場整備費	3, 5 0 0 千円	3 / 4	外構工事費のうち「駐車場整備費用」及び左記補助基準額を比較して少ない額に補助率4分の3を乗じた額とする。
大型遊具整備費	2, 5 0 0 千円	3 / 4	「交付要綱で定める対象経費の実支出額から交付要綱に基づき算出される補助基本額を除いた金額」、「大型遊具購入費」及び左記補助基準額を比較して少ない額に補助率4分の3を乗じた額とする。

開 発 行 為 に 係 る 費 用	5, 0 0 0 千円	1 0 / 1 0	都市計画法（昭和43年法律第100号） 第4条第12項に定める開発行為に係る 経費及び左記補助基準額を比較して少な い額に補助率10分の10を乗じた額と する。
進入路 整備費	21, 0 0 0 千円	1 0 / 1 0	外構工事費のうち「進入路整備費用」及 び左記補助基準額を比較して少ない額に 補助率10分の10を乗じた額とする。

附 則

- この要綱は、令和5年8月22日から施行し、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。
（令和5年度の予算執行に係る安心こども基金による特別対策事業の実施に伴う特例）
- 附則第2項中「平成26年度」を「令和5年度」に改める。
（就学前教育・保育施設整備交付金による施設整備事業の実施に伴う特例）
- 補助事業が、就学前教育・保育施設整備交付金要綱（「就学前教育・保育施設整備交付金の交付
について」（令和5年8月22日付けこ成事第466号こども家庭庁長官通知）別紙。以下「交付
要綱」という。）の交付の対象となる事業に該当する場合にあっては、第2条第1項第1号、第3
条第1項並びに第4条第1項の規定にかかわらず、補助事業等、補助基準額及び補助金の額につ
いては交付要綱の規定を準用する。
- 前項の規定により交付要綱の規定を準用するときは、第5条、第7条、第8条第1項、第2項
及び第4項並びに第10条に定める様式は、附則第2項において読み替える様式とする。
（公立保育所の民間移管における特例）
- 公立保育所の民間移管として補助事業を実施する補助事業者は、交付要綱の規定により算出さ
れる補助額に、次表に掲げる算定方法により算定した額を加えて交付申請することができる。な
お、開発行為に係る費用については小深保育所の民間移管のみを、進入路整備費については亥鼻
保育所の民間移管のみを補助対象とする。

対象経費	補助基準額	補助率	算定方法
駐車場 整備費	3, 5 0 0 千円	3 / 4	外構工事費のうち「駐車場整備費用」及 び左記補助基準額を比較して少ない額に 補助率4分の3を乗じた額とする。
大型遊具 整備費	2, 5 0 0 千円	3 / 4	「交付要綱で定める対象経費の実支出額 から交付要綱に基づき算出される補助基 本額を除いた金額」、「大型遊具購入費」 及び左記補助基準額を比較して少ない額 に補助率4分の3を乗じた額とする。
開 発 行 為 に 係 る 費 用	5, 0 0 0 千円	1 0 / 1 0	都市計画法（昭和43年法律第100号） 第4条第12項に定める開発行為に係る 経費及び左記補助基準額を比較して少な い額に補助率10分の10を乗じた額と する。
進入路 整備費	21, 0 0 0 千円	1 0 / 1 0	外構工事費のうち「進入路整備費用」及 び左記補助基準額を比較して少ない額に 補助率10分の10を乗じた額とする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年9月9日から施行し、令和6年度の予算に係る補助金から適用する。
(令和6年度の予算執行に係る安心こども基金による特別対策事業の実施に伴う特例)
- 2 補助事業が、千葉県安心こども基金事業費補助金交付要綱(「千葉県安心こども基金事業費補助金交付要綱の一部改正について」(令和6年8月27日付け子第826号千葉県健康福祉部長通知)別紙。以下「県交付要綱」という。)の交付の対象となる事業に該当する場合にあっては、第2条第1項第1号、第3条第1項並びに第4条第1項の規定にかかわらず、補助事業等、補助基準額及び補助金の額については県交付要綱の規定を準用する。
- 3 前項の規定により県交付要綱の規定を準用するときは、次の表の左欄に掲げる千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付要綱の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

本要綱第5条	「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付申請書(様式第1号)」	「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付申請書(様式第1-2号)」
本要綱第7条	「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付決定通知書(様式第2号)」	「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付決定通知書(様式第2-2号)」
本要綱第8条第1項	「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業変更交付申請書(様式第3号)」	「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業変更交付申請書(様式第3-2号)」
本要綱第8条第2項	「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金変更交付決定通知書(様式第4号)」	「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金変更交付決定通知書(様式第4-2号)」
本要綱第8条第4項	「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)」	「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6-2号)」
本要綱第10条	「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業実績報告書(様式第9号)」	「千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業実績報告書(様式第9-2号)」

(就学前教育・保育施設整備交付金による施設整備事業の実施に伴う特例)

- 4 補助事業が、就学前教育・保育施設整備交付金要綱(「就学前教育・保育施設整備交付金の交付について」(令和6年9月9日付けこ成事第620号こども家庭庁長官通知)別紙。以下「国交付要綱」という。)の交付の対象となる事業に該当する場合にあっては、第2条第1項第1号、第3条第1項並びに第4条第1項の規定にかかわらず、補助事業等、補助基準額及び補助金の額については国交付要綱の規定を準用する。
- 5 前項の規定により国交付要綱の規定を準用するときは、第5条、第7条、第8条第1項、第2項及び第4項並びに第10条に定める様式は、前々項において読み替える様式とする。
(公立保育所の民間移管における特例)
- 6 公立保育所の民間移管として補助事業を実施する補助事業者は、交付要綱の規定により算出される補助額に、次表に掲げる算定方法により算定した額を加えて交付申請することができる。

対象経費	補助基準額	補助率	算定方法
駐車場 整備費	3, 5 0 0 千円	3 / 4	外構工事費のうち「駐車場整備費用」及び左記補助基準額を比較して少ない額に補助率4分の3を乗じた額とする。
大型遊具 整備費	2, 5 0 0 千円	3 / 4	「交付要綱で定める対象経費の実支出額から交付要綱に基づき算出される補助基本額を除いた金額」、「大型遊具購入費」及び左記補助基準額を比較して少ない額に補助率4分の3を乗じた額とする。

別表 1

施設の種類	設置根拠	設置主体
児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設のうち次に掲げる施設		
ア 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児童自立支援施設	児童福祉法第 3 5 条第 4 項	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人 (ただし、保育所以外の施設の創設にあつては社会福祉法人のみとする。)
イ 児童家庭支援センター	児童福祉法第 3 5 条第 4 項	社会福祉法人

別表 2

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
大規模修繕等	既存施設について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
防犯対策強化に係る整備	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等における防犯対策強化に係る整備について」により整備をすること。

別表 3

整備区分	補助基準額
別表 2 に掲げる整備区分のうち創設、増築、増改築、改築、老朽民間社会福祉施設整備又は防犯対策強化に係る整備 (増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備にあつては、一部改築を除く。)	整備事業の対象経費 (※) の実支出額と、総事業費から寄付金その他収入額 (社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。) を控除した額を比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じた額と、整備開始年度における厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」に掲げる交付基礎点数表により 1 点 1, 0 0 0 円として算定した額を比較して低い額とする。
別表 2 に掲げる整備区分のうち大規模修繕等	整備事業の対象経費 (※) の実支出額と、総事業費から寄付金その他収入額 (社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。) を控除した額を比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じた額とする。
別表 2 に掲げる整備区分のうち拡張又は増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備における一部改築	整備事業の対象経費 (※) の実支出額と、総事業費から寄付金その他収入額 (社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。) を控除した額を比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じた額と、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱いについて」による算定方法で整備開始年度における厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」に掲げる交付基礎点数表により 1 点 1, 0 0 0 円として算定した額を比較して低い額とする。
別表 2 に掲げる整備区分のうちスプリンクラー設備等整備	整備事業の対象経費 (※) の実支出額と、総事業費から寄付金その他収入額 (社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。) を控除した額を比較して少ない方の額に 2 分の 1 を乗じた額と、整備開始年度における厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」に掲げる交付基礎点数表により 1 点 1, 0 0 0 円として算定した額を比較して低い額とする。

(※) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」別表 1－1、別表 1－2 又は別表 1－3 で定める経費

別表 4

対象事業	補助基準額
地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備	整備事業の対象経費（※）の実支出額と、総事業費から寄付金その他収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額と、整備開始年度における厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」に掲げる交付基礎点数表により1点1,000円として算定した額を比較して低い額とする。
入所者の処遇の改善及び地域社会の環境に配慮した整備であって、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に定める基準に適合する整備	整備事業の対象経費（※）の実支出額と、総事業費から寄付金その他収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じた額と、整備開始年度における厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」に掲げる交付基礎点数表により1点1,000円として算定した額を比較して低い額とする。

（※）「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」別表1－1で定める経費

別表 5

整備区分	補助金交付額
別表2に掲げる整備区分のうち創設、拡張、増築、増改築、改築又は老朽民間社会福祉施設整備 (増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備にあつては、一部改築を含む。)	別表3及び別表4により算定した補助基準額に1.5を乗じて得た額とする。 なお、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
別表2に掲げる整備区分のうち大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備又は防犯対策強化に係る整備	別表3により算定した補助基準額に1.5を乗じて得た額とする。 なお、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

様式第1号

年 月 日

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付申請書

(あて先)
千葉市長

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度において、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	
交 付 申 請 金 額	円
交 付 を 受 け たい 時 期	年 月 日
補 助 事 業 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
補 助 事 業 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 申請額内訳(別紙1のとおり) 2 事業計画書(別紙2のとおり) 3 当該工事等に係る収支予算書 4 その他必要とする書類

担当部署名：_____

担当者名：_____

連絡先(電話番号、メールアドレス等)：_____

申 請 額 内 訳

1 別表2に掲げる事業のうち創設、増築、増改築、改築、老朽民間社会福祉施設整備又は防犯対策強化に係る整備(増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備にあつては、一部改築を含む。)

[illegible][illegible]

(注) 1 又は2の表のうち、該当する表について作成すること。
 (2) 補助金算定方法が要綱によらない場合は、各々の算出方法に基づき算出した額(ただし、千円未満は切捨て。)をJ欄に記入すること。
 (3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事例とし、小計を設けること。
 (4) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
 (5) E欄には、B欄とD欄を比較して少ない方の額に1/2を乗じた額を記入すること。
 (6) I欄には、E欄とH欄を比較して少ない方の額に1の表にあては0.5を、2の表にあては0.5を乗じた額(ただし、千円未満は切り捨て。)を記入すること。
 (7) E欄及びH欄～K欄の小計及び少い方の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。

事業計画書

1 施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

現行定員	増加定員	合計
人(世帯)	人(世帯)	人(世帯)

- (注) 1 保育所については、2歳未満児、2歳児、3歳以上児とに区分すること。
 2 母子生活支援施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事・仮設施設工事を除く)

- (ア) 敷地面積 _____ m^2
 (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
 (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
 (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
 (オ) 建物の構造 _____造

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
 (イ) 建物の構造 _____造
 (ウ) 建築年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
 (イ) 建物の構造 _____造

(2) 事業費内訳

ア 主体工事費	円
イ 工事事務費	円
ウ 小計	円
エ 特殊付帯工事費	円
オ 解体撤去工事費	円
カ 仮施設整備工事費	円
キ その他の工事費	円
ク 地域交流スペース	円
ケ 合計	円

(3) 財源内訳

ア 国交付金	円
イ 市補助金	円
ウ 小計	円
エ 設置者負担金	円
(内訳) 寄付金	円
その他(内訳別)	円
オ 合計	円

(4) 施工期間

ア 直営・請負の別
イ 契約年月日
ウ 着工年月日
エ 竣工年月日
オ 事業開始年月日
カ 解体撤去工事関係
(ア) 直営・請負の別
(イ) 着工年月日
(ウ) 完了年月日
キ 仮施設整備工事関係
(ア) 直営・請負の別
(イ) 工事期間
(ウ) 仮施設の使用期間

(5) 添付書類

ア 案内図、配置図、各階平面図、立面図、各室面積表

(注) 1 改築の場合は、仮設施設及び既存施設の配置図、平面図、各室面積表を添付すること。

2 拡張、改造の場合は、配置図、平面図及び各室面積表に既存施設との関係を明示すること。

イ 工事費費目別内訳書、調弁一覧表

ウ 工事費等見積書

(注) 1 建設工事費、設計監理費、備品購入費、大型遊具購入費等の内訳が分かるようにすること。

2 改築の場合は、解体撤去工事費、仮設施設整備工事費が分かるようにすること。

エ 工程表

オ その他必要とする書類

(注) 交付申請時において、工事請負契約等が締結されているものについては、契約書の写しを添付すること。

※ 事業形態に応じて、項目の削除・追加を行うこと。

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金について、次のとおり交付決定しましたので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 金 交 付 予 定 時 期	年 月 日
交 付 条 件	1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 4 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。 6 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付要綱第10条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 7 事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。市長は、前述の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 8 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。 9 事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続きの取扱いに準拠すること。 10 その他市長が必要と認める事項。
備 考	

年 月 日

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業変更交付申請書

(あて先)

千葉市長

住 所

法 人 名

代表者氏名

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金について、交付決定を変更されたく、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 金 既 交 付 決 定 額	円
交 付 申 請 金 額	円
交 付 を 受 け た い 時 期	年 月 日
補 助 事 業 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
補 助 事 業 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
事 業 の 変 更 内 容	
変 更 理 由	
添 付 書 類	1 変更申請額内訳(別紙1のとおり) 2 変更後の事業計画書(別紙2のとおり) 3 当該工事等に係る収支予算書 4 その他必要とする書類

変 更 申 請 額 内 訳

1 別表2に掲げる事業のうち創設、増築、増改築、改築、老朽民間社会福祉施設整備又は防犯対策強化に係る整備(増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備にあつては、一部改築を含む。)

[illegible][illegible]

(注) 1 又は 2 の表のうち、該当する表によって作成すること。
2 補助金算定方法が要綱によらない場合は、各々の算出方法に基づき算出した額(ただし、千円未満は切捨て。)をJ欄に記入すること。
算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
C欄には、移行時特別預立金を含めること。
E欄には、B欄とD欄を比較して少ない方の額に1/2を乗じた額を記入すること。
F欄には、E欄とH欄を比較して少ない方の額の1に5を、2の表にあてはは0.5を乗じた額(ただし、千円未満は切り捨て。)を記入すること。
7 K欄には、変更後の補助金所要額を記入すること。
8 E欄及びB欄～M欄の小計及びJ欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。

変 更 後 の 事 業 計 画 書

1 施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

現行定員	増加定員	合計
人(世帯)	人(世帯)	人(世帯)

- (注) 1 保育所については、2歳未満児、2歳児、3歳以上児とに区分すること。
 2 母子生活支援施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事・仮設施設工事を除く)

- (ア) 敷地面積 _____ m^2
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
- (オ) 建物の構造 _____造

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
- (イ) 建物の構造 _____造
- (ウ) 建築年月日 _____

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m^2 、延面積 _____ m^2
- (イ) 建物の構造 _____造

(2) 事業費内訳

ア 主体工事費	円
イ 工事事務費	円
ウ 小計	円
エ 特殊付帯工事費	円
オ 解体撤去工事費	円
カ 仮施設整備工事費	円
キ その他の工事費	円
ク 地域交流スペース	円
ケ 合計	円

(3) 財源内訳

ア 国交付金	円
イ 市補助金	円
ウ 小計	円
エ 設置者負担金	円
(内訳) 寄付金	円
その他(内訳別)	円
オ 合計	円

(4) 施工期間

ア 直営・請負の別
イ 契約年月日
ウ 着工年月日
エ 竣工年月日
オ 事業開始年月日
カ 解体撤去工事関係
(ア) 直営・請負の別
(イ) 着工年月日
(ウ) 完了年月日
キ 仮施設整備工事関係
(ア) 直営・請負の別
(イ) 工事期間
(ウ) 仮施設の使用期間

(5) 添付書類(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略できる。)

ア 案内図、配置図、各階平面図、立面図、各室面積表

(注) 1 改築の場合は、仮設施設及び既存施設の配置図、平面図、各室面積表を添付すること。

2 拡張、改造の場合は、配置図、平面図及び各室面積表に既存施設との関係を明示すること。

イ 工事費費目別内訳書、調弁一覧表

ウ 工事費等見積書

(注) 1 建設工事費、設計監理費、備品購入費、大型遊具購入費等の内訳が分かるようにすること。

2 改築の場合は、解体撤去工事費、仮設施設整備工事費が分かるようにすること。

エ 工程表

オ その他必要とする書類

(注) 交付申請時において、工事請負契約等が締結されているものについては、契約書の写しを添付すること。

※ 事業形態に応じて、項目の削除・追加を行うこと。

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金について、次のとおり交付決定しましたので、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補 助 金 の 交 付 決 定 額		円
補 助 金 交 付 予 定 時 期		年 月 日
交 付 条 件	1 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 4 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。 6 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付要綱第10条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 7 事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。市長は、前述の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 8 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。 9 事業を行うために締結する契約については、市が行う契約手続きの取扱いに準拠すること。 10 その他市長が必要と認める事項。	
	(変更前の交付決定通知) 年 月 日付け千葉市指令 第 号	
備 考		

年 月 日

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業中止(廃止)承認申請書

(あて先)

千葉市長

住 所

法 人 名

代表者氏名

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金の交付決定のあった千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業を次のとおり中止(廃止)したいので、承認されたく千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付要綱第8条第3項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
中 止 (廃 止) の 理 由	
中 止 (廃 止) 予 定 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 補助事業の経過及び成果を証する書類等 2 その他

担当部署名：_____

担当者名：_____

連絡先（電話番号、メールアドレス等）：_____

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業中止(廃止)承認通知書

年 月 日付けで申請のありました千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業
の中止(廃止)について、次のとおり承認しましたので、千葉市民間児童福祉施設建設費等補
助金交付要綱第8条第4項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

中止(廃止)予定年月日	年 月 日
中止(廃止)条件	1 補助事業が予定の期間内に中止又は廃止できない場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがあること。 3 補助事業者が既に補助金の一部又は全部の交付を受けている場合は、返還すること。 4 補助事業者は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておくこと。 5 その他市長が必要と認める事項
備考	

年 月 日

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業工事着工報告書

(あて先)

千葉市長

住 所

法 人 名

代 表 者 氏 名

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業について工事を着工したため、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付要綱第9条前段の規定により、次のとおり報告します。

補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
工 事 着 工 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 工事着工報告(別紙) 2 工事請負業者からの着工届の写し 3 その他必要とする書類等

担当部署名 : _____
 担当者名 : _____
 連絡先(電話番号、メールアドレス等) : _____

様式第7号(別紙)

工事着工報告(年度)

施 設 の 種 類			施 設 の 名 称				設 置 団 体						
建物の構造及び面積	構 造	_____造	工 事 費 合 計	_____円				直 営・請 負 の 別					
	建 築 面 積	_____㎡						契 約 年 月 日					
	延 面 積	_____㎡						着 工 年 月 日					
								完 成 予 定 年 月 日					
		年 月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
出 来 高	金 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

(注) 明許繰越を行った事業については、「工事着工報告」の後に「(年度からの繰越分)」と明記すること。

着 工 届

年 月 日

社会福祉法人
理事長

請 負 者 住 所

氏 名

主 任 技 術 者 氏 名
(監理技術者)

年 月 日に契約しました下記工事について、年 月 日に着工しましたの
でお届けします。

記

1 工 事 名 称

2 工 事 場 所

4 工 事 期 間 自 年 月 日
至 年 月 日

5 工事請負額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

年 月 日

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業工事進捗状況報告書

(あて先)

千葉市長

住 所

法 人 名

代 表 者 氏 名

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印
又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを
確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった千葉市民間児童
福祉施設建設費等補助事業の進捗状況について、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助
金交付要綱第9条後段の規定により、次のとおり報告します。

補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
1 2 月 末 日 の 出 来 高	%
添 付 書 類	1 工事進捗状況報告(別紙) 2 工事監理者からの出来高報告書の写し 3 その他必要とする書類等

担当部署名：_____

担当者名：_____

連絡先(電話番号、メールアドレス等)：_____

様式第8号(別紙)

工事進捗状況報告(年度)

施設の種類

設置団体

施 設 の 名 称	整 備 区 分	補 助 金 額	1 2 月 末 日 の	3 月 末 日 ま で の	繰 越 見 込 高	繰 越 見 込 額	備 考
		A 円	出来高 B %	出来高見込 C %	D(=100-C)%	E(=A×D) 円	
合 計							

(注) (1) 明許繰越を行った事業については、「工事進捗状況報告」の後に「(年度からの繰越分)」と明記すること。

(2) 整備区分欄には、市要綱別表2に掲げる事業(創設、拡張等)を記入すること。

年 月 日

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業実績報告書

(あて先)

千葉市長

住 所

法 人 名

代 表 者 氏 名

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定(補助事業中止(廃止)承認)のあった千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

補 助 事 業 の 着 手 年 月 日	年 月 日
補 助 事 業 の 完 了 年 月 日 (中止(廃止)にあつては承認年月日)	年 月 日
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補 助 金 の 経 費 精 算 額	円
添 付 書 類	1 精算額内訳(別紙1のとおり) 2 事業実績報告書(別紙2のとおり) 3 当該工事等に係る収支決算書(見込書) 4 補助事業の経過及び成果を証する書類 5 その他必要とする書類

様式第9号(別紙1)

精 算 額 内 訳

設置者の名称 _____ 施設の名称 _____

1 別表2に掲げる事業のうち創設、増築、増改築、改築、老朽民間社会福祉施設整備又は防犯対策強化に係る整備(増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備にあつては、一部改築を含む。)

施設種別	市要綱別表3による算定								市上乗せ 加算 I 円 (=EorH×0.5)	市補助 基準額 J 円 (=H+I)	市補助 所要額 K 円 (=J)	市補助金 交付決定額 L 円	市補助金 受入済額 M 円	差引 過△不足額 N 円 (=M-K)	(内)			
	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出(予定)額 B 円 (≤A)	寄付金 その他収入額 C 円	差引額 D 円 (=A-C)	選定額 E 円 (=BorD×1/2)	定員等 F	単 価 G 円	算定額合計 H 円 (=F×G)							国 定員等 O (=F)	交付基礎点数 ×1,000円 P 円	算定額合計 Q 円 (=O×P)	市負担分 R 円 (=L-Q)
小計																		
合計																		

2 別表2に掲げる事業のうち大規模修繕等又はスプリンクラー設備等整備

施設種別	市要綱別表3による算定					市上乗せ 加算基準額 I 円 (=E×0.5)	市補助 所要額 J 円 (=E+I)	市補助金 交付決定額 L 円	市補助金 受入済額 M 円	差引 過△不足額 N 円 (=M-K)	(内)	
	設置者の 総事業費 A 円	対象経費の 実支出(予定)額 B 円 (≤A)	寄付金 その他収入額 C 円	差引額 D 円 (=A-C)	選定額 E 円 (=BorD×1/2)						国負担分 Q 円 (=E)	市負担分 R 円 (=L-Q)
小計												
合計												

(注) (1) 1又は2の表のうち、該当する表について作成すること。
(2) 補助金算定方法が要綱によらない場合は、各々の算出方法に基づき算出した額(ただし、千円未満は切捨て。)をJ欄に記入すること。
(3) 算出にあたっては、本体、地域交流スペース、その他工事別とし、小計を設けること。
(4) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
(5) E欄には、B欄とD欄を比較して少ない方の額に1/2を乗じた額を記入すること。
(6) I欄には、E欄とH欄を比較して少ない方の額に1の表にあっては0.5を、2の表にあっては0.5を乗じた額(ただし、千円未満は切り捨て。)を記入すること。
(7) E欄及びH欄～N欄の小計及び計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。

事業実績報告書

1 施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

現行定員	増加定員	合計
人(世帯)	人(世帯)	人(世帯)

- (注) 1 保育所については、満2歳未満、満2歳児、3歳以上児とに区分すること。
 2 母子生活支援施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事・仮設施設工事を除く)

- (ア) 敷地面積 _____m²
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____m²
- (オ) 建物の構造 _____造

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____m²
- (イ) 建物の構造 _____造
- (ウ) 建築年月日 _____

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____m²
- (イ) 建物の構造 _____造

(2) 事業費内訳

ア 主体工事費	円
イ 工事事務費	円
ウ 小計	円
エ 特殊付帯工事費	円
オ 解体撤去工事費	円
カ 仮施設設整備工事費	円
キ その他の工事費	円
ク 地域交流スペース	円
ケ 合計	円

(3) 施工期間

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
 - (ア) 直営・請負の別
 - (イ) 着工年月日
 - (ウ) 完了年月日
- キ 仮施設設整備工事関係
 - (ア) 直営・請負の別
 - (イ) 工事期間
 - (ウ) 仮施設設の使用期間

(4) 添付書類

- ア 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書
- イ 設備備品等一覧表(又は納品書写し)
- ウ 請負の場合は、工事請負契約書の写し
直営の場合は、支払領収書の写し
賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し(仮施設設整備のみ)
設備備品等購入の場合は、物品供給契約書(又は請書)等の写し
- エ 工事等請負業者からの竣工届及び引渡書の写し
工事監理業者からの完成届及び成果品納品書の写し

設備備品等納品業者からの納品書の写し

オ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し

(建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証)

設備備品等の検収調書(又はそれに代わるもの)の写し

カ 案内図、配置図、各階平面図、立面図、各室面積表

(注) 1 改築の場合は、仮設施設及び既存施設の配置図、平面図、各室面積表を添付すること。

2 拡張、改造の場合は、配置図、平面図及び各室面積表に既存施設との関係を明示すること。

キ 建物内外の主要部分の写真

(注) 改築の場合は、仮設施設及び既存施設のものも添付すること。

ク 工事契約金額報告書

ケ その他必要とする書類

※ 事業形態に応じて、項目の削除・追加を行うこと。

年 月 日

(あて先)

千葉市長

発注者 社会福祉法人〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者 株式会社 △△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者社会福祉法人〇〇会と請負者株式会社△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
計	平成 年 月 日	金 円

年 月 日

(あて先)

千葉市長

委託者 社会福祉法人〇〇会
理事長 〇〇〇〇

受託者 株式会社 □□設計
代表取締役 □□□□

工事契約金額報告書

委託者社会福祉法人〇〇会と受託者株式会社□□設計は◇◇◇施設建設工事に係る設計
監理委託契約を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したこ
とを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円
計	平成 年 月 日	金 円

年 月 日

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金年度終了報告書

(あて先)

千葉市長

住 所

法 人 名

代表者氏名

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、
押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請で
あることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定のあった千葉市民間児童
福祉施設建設費等補助金については、市の会計年度が終了したことに伴い、千葉市補助金等
交付規則第12条後段の規定により、次のとおり報告します。

補助金の交付決定額	円
年度内事業進捗率	%
添 付 書 類	1 年度内遂行実績(別紙) 2 工事監理者からの出来高報告書の写し 3 その他必要とする書類等

担当部署名：_____

担当者名：_____

連絡先(電話番号、メールアドレス等)：_____

様式第10号(別紙)

年度内遂行実績

施設の種類

設置団体

[illegible]

出 来 高 報 告 書

年 月 日

社会福祉法人
理事長

工事監理者

下記工事に関する出来高を調査し、承認しましたので報告します。

記

1 工 事 名 称

2 工 事 場 所

3 施 工 者

4 工 期 着工
 竣工

5 工事請負額

6 調 査 日

7 出 来 高

千葉市達 第 号

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業実績報告書により、
次のとおり補助金額を確定しましたので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知
します。

年 月 日

千葉市長

印

補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額	円
補 助 金 の 確 定 額	円
備 考	

年 月 日

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付請求書

(あて先)

千葉市長

住 所

法 人 名

代表者氏名

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、
押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請で
あることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市達 第 号により確定した補助金の交付について、
千葉市補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補 助 金 の 確 定 額	円			
補 助 金 の 既 交 付 額	年	月	日交付	円
	年	月	日交付	円
	年	月	日交付	円
	計			円
交 付 請 求 額	円			
添 付 書 類	千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金額確定通知書の写し			

担当部署名：_____

担当者名：_____

連絡先（電話番号、メールアドレス等）：_____

年 月 日

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金一括(分割)事前交付請求書

(あて先)

千葉市長

住 所

法 人 名

代表者氏名

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、
押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請で
あることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定のあった補助金の
一括(分割)事前交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第16条第2項に
おいて準用する同条第1項の規定により、請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
今回の交付請求額	円
添 付 書 類	千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付決定通 知書の写し

担当部署名：_____

担当者名：_____

連絡先(電話番号、メールアドレス等)：_____

千葉市達 第 号

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した交付決定の全部(一部)を次のとおり取り消しましたので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
取 消 額	円
取 消 後 の 交 付 決 定 額	円
取 消 の 理 由	

審査請求等について

1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千

葉市長に対してすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金返還命令書

千葉市補助金等交付規則第18条第 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長



補 助 金 の 交 付 決 定 額	円			
補 助 金 の 既 交 付 額	年	月	日交付	円
	年	月	日交付	円
	年	月	日交付	円
	計			円
補 助 金 の 確 定 額	円			
返 還 す べ き 金 額	円			
返 還 期 限	年	月	日まで	
返 還 を 命 ず る 理 由				
返 還 方 法				

審査請求等について

1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千

葉市長に対してすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、

年 月 日

消費税仕入控除税額報告書

(あて先)
千葉市長

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印
又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを
確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定(補助事業
中止(廃止)承認)のあった千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金に係る消費税仕入控除
税額について、次のとおり報告します。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無(どちらかを選択)
(2で「無」を選択の場合は以下不要) | 有 ・ 無 | |
| 3 仕入控除税額の計算方法(どちらかを選択)
(3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要) | 一般課税 ・ 簡易課税 | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額(5から4の額を差し引いた額) | 金 | 円 |

(注)1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

年 月 日

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付申請書

(あて先)
千葉市長

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年度において、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	
交 付 申 請 金 額	円
交 付 を 受 け たい 時 期	年 月 日
補 助 事 業 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
補 助 事 業 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	1 申請額内訳(別紙1のとおり) 2 事業計画書(別紙2のとおり) 3 当該工事等に係る収支予算書 4 その他必要とする書類

担当部署名：_____
担当者名：_____
連絡先(電話番号、メールアドレス等)：_____

様式第1－2号(別紙1)

申請額内訳

設置者の名称

施設の名称

整備区分

種類

1 保育所

工事種別	設置者の対象経費の		寄付金 その他収入額 C 円	算定							補助		(内訳)	
	総事業費 A 円	実支出(予定)額 B 円		差引額 D 円 (=A-C)	選定額 E 円 (=BorDの低いほう)	交付基準額の算定額					民間移管特例 市補助金所要額 L 円	市補助金 所要額 M 円 (=K×3/4+L)	国負担分 N 円 (=K×(1/2または2/3))	市負担分 O 円 (=M-N)
			工事費に係る基準額 F 円			設計料加算 G 円	保育所開設準備費加算 H 円	地域の余裕スペース活用促進加算 I 円	交付基準額 J 円 (=F+G+H+I)	基本額 K 円 (=Eor(J×2またはJ×3/2)の低いほう)				
本体工事														
備品														
大型遊具														
特殊附属工事														
解体撤去工事														
仮施設設置整備工事														
実施設計費														
開設準備費														
土地賃借料														
その他工事														
工事事務費														
合 計														

※対象経費の実支出(予定)額の工事事務費は、Aの本体工事と特殊附属工事の額の2.6%を限度とする。

保育所開設準備費加算

整備後の定員 区分における 交付基準額	増加定員数	保育所開設準備 費加算
a 円	b 人	H 円 (=a×b)

- ※ J、K、L、M、N、Oについては、千円未満を切り捨てとすること
- ※ Kは、以下①及び②に該当する場合、Eor(J×3/2)の低い方とし、③及び④に該当する場合、Eor(J×2)の低い方とし、⑤及び⑥に該当する場合、Eor(J×3/2)の低い方とする。
- ①補助事業が「安心こども基金管理運営要領」別添1の3(1)に該当する場合。
- ②補助事業が「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」の別表1－8に定める国負担割合が2/3となる場合。
- ③補助事業が「安心こども基金管理運営要領」別添1の3(2)に該当する場合。
- ④補助事業が「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」の別表1－8に定める国負担割合が1/2となる場合。

設計料加算

工事種別	本体工事費及び 特殊附属工事費 に係る基準額	設計料加算
	c 円	G 円 (=c×5%)
本体工事		
特殊附属工事		
地域の余裕スペース活用促進加算		
合計		

当該年度分の市補助金所要額の算定(※2か年事業の場合のみ使用)

進捗率 P %	市補助金 所要額 Q 円 (=M×P/100)	(内訳)	
		国負担分 R 円 (=N×P/100)	市負担分 S 円 (=Q－R)

公立保育所の民間移管の特例算定

対象経費	対象経費の民間移管特例		補助基本額と 対象経費の 実支出額との差 算定基準額 g 円 (=d、e、fのい ずれか低い額※3)	民間移管特例 市補助金所要額 L 円 (=g×3/4)
	実支出(予定)額 d 円	補助基準額 e 円		
大型遊具※1		2,500,000		
駐車場※2		3,500,000		
合計				

- ※1 1の「大型遊具」と同額
- ※2 1の「その他工事」のうち駐車場に係る経費
- ※3 大型遊具のみ、f<0(ゼロ)の場合は0(ゼロ)円

事業計画書

1 施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

現行定員	増加定員	合計
人(世帯)	人(世帯)	人(世帯)

- (注) 1 保育所については、2歳未満児、2歳児、3歳以上児とに区分すること。
 2 母子生活支援施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事・仮設施設工事を除く)

- (ア) 敷地面積 _____m²
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____m²
- (オ) 建物の構造 _____造

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____m²
- (イ) 建物の構造 _____造
- (ウ) 建築年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____m²
- (イ) 建物の構造 _____造

(2) 事業費内訳

	総事業費
	単位(円)
本体工事	
備品	
大型遊具	
特殊附帯工事	
解体撤去工事	
仮施設整備工事	
実施設計費	
開設準備費	
土地賃借料	
その他工事	
工事事務費	
合計	

(3) 財源内訳

ア 国交付金	円
イ 市補助金	円
ウ 小計	円
エ 設置者負担金	円
(内訳) 寄付金	円
その他(内訳別)	円
オ 合計	円

(4) 施工期間

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
 - (ア) 直営・請負の別
 - (イ) 着工年月日
 - (ウ) 完了年月日
- キ 仮施設整備工事関係
 - (ア) 直営・請負の別
 - (イ) 工事期間
 - (ウ) 仮施設の使用期間

(5) 年次計画

	単年度事業	
	2か年事業	__年度 % __年度 %

(6) 添付書類

ア 案内図、配置図、各階平面図、立面図、各室面積表

(注) 1 仮施設を設ける場合は、仮施設の配置図、平面図、各室面積表を添付すること。

2 拡張、増築の場合は、配置図、平面図及び各室面積表に既存施設との関係を明示すること。

イ 工事費費目別内訳書、調弁一覧表

ウ 工事費等見積書

(注) 建設工事費、設計監理費、備品購入費、大型遊具購入費、解体撤去工事費、仮施設整備工事費等の内訳が分かるようにすること。

エ 工程表

オ 公立保育所の民間移管の特例算定にあたって必要とする書類

カ その他必要とする書類

(注) 交付申請時において、工事請負契約等が締結されているものについては、契約書の写しを添付すること。

※ 事業形態に応じて、項目の削除・追加を行うこと。

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金について、次のとおり交付決定しましたので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
交付条件	1 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 (ア) 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。) (イ) 建物等の用途 (ウ) 利用定員 (エ) 補助事業に要する経費の配分の変更(市長の定める軽微な変更を除く。) 2 補助事業を中止し、又は廃止(一部中止、又は廃止を含む。)する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。 5 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。 6 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。 7 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付要綱第10条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 8 事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。市長は、前述の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 9 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。 10 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。 11 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることは承諾してはならない。 12 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。 13 その他市長が必要と認める事項。
備考	

年 月 日

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業変更交付申請書

(あて先)

千葉市長

住 所

法 人 名

代表者氏名

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金について、交付決定を変更されたく、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 金 既 交 付 決 定 額	円
交 付 申 請 金 額	円
交 付 を 受 け たい 時 期	年 月 日
補 助 事 業 の 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
補 助 事 業 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
事 業 の 変 更 内 容	
変 更 理 由	
添 付 書 類	1 変更申請額内訳(別紙1のとおり) 2 変更後の事業計画書(別紙2のとおり) 3 当該工事等に係る収支予算書 4 その他必要とする書類

様式第3－2号（別紙1）

変 更 申 請 額 内 訳

設置者の名称

施設の名称

整備区分

種類

1 保育所

工事種別	設 置 者 の 総 事 業 費 A 円	対 象 経 費 の 実支出(予定)額 B 円	寄 付 金 その他収入額 C 円	算 定								補 助 基 本 額 K 円 (=Eor(J×2ま たはJ×3/2)の 低いほう)	民間移管特例 市補助金所要額 L 円	市 補 助 金 所 要 額 M 円 (=K×3/4+L)	市 補 助 金 既 交 付 決 定 額 N 円	差 引 額 O 円 ((=N-M)また は(=N-S))	(内訳)	
				差 引 額 D 円 (=A-C)	選 定 額 E 円 (=BorDの低いほう)	工事費に係る基 準額 F 円	設 計 料 加 算 G 円	保育所開設準備 費加算 H 円	地域の余裕ス ペース活用促進 加算 I 円	交 付 基 準 額 J 円 (=F+G+H+I)	P 円 (=K×1/2または 2/3)						Q 円 (=M-P)	
本体工事																		
備品																		
文庫遊具																		
特殊附帯工事																		
解体撤去工事																		
仮設施設整備工事																		
実施設計費																		
開設準備費																		
土地賃借料																		
その他工事																		
工事事務費																		
合 計																		

※対象経費の実支出(予定)額の工事事務費は、Aの本体工事と特殊附帯工事の額の2.6%を限度とする。

保育所開設準備費加算

整備後の定員 区分における 交付基準額	増加定員数	保育所開設準備 費加算
a 円	b 人	H 円 (=a×b)

- ※ J、K、L、M、P、Qについては、千円未満を切り捨てとすること
- ※ Kは、以下①及び②に該当する場合、Eor(J×3/2)の低い方とし、③及び④に該当する場合、Eor(J×2)の低い方とする。
- ①補助事業が「安心こども基金管理運営要領」別添1の3(1)に該当する場合。
- ②補助事業が「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」の別表1－8に定める国負担割合が2/3となる場合。
- ③補助事業が「安心こども基金管理運営要領」別添1の3(2)に該当する場合。
- ④補助事業が「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」の別表1－8に定める国負担割合が1/2となる場合。

設計料加算

工事種別	本体工事費及び 特殊附帯工事費 に係る基準額 c 円	設 計 料 加 算 G 円 (=c×5%)
本体工事		
特殊附帯工事		
地域の余裕スペース活用促進加算		
合計		

当該年度分の市補助金所要額の算定(※2が年事業の場合のみ使用)

進 捗 率 R %	市 補 助 金 所 要 額 S 円 (=M×R/100)	(内訳)	
		国負担分 T 円 (=P×R/100)	市 負 担 分 U 円 (=S-T)

公立保育所の民間移管の特例算定

対象経費	対 象 経 費 の 実支出(予定)額 d 円	民 間 移 管 特 例 補 助 基 準 額 e 円	補 助 基 本 額 と 対 象 経 費 の 実支出額との差 f 円 (= B-K)	民 間 移 管 特 例 算 定 基 準 額 g 円 (= d、e、fのい ずれか低い額※ 3)	民 間 移 管 特 例 市補助金所要額 L 円 (= g×3/4)
大型遊具※1		2,500,000			
駐車場※2		3,500,000			
合 計					

- ※1 1の「大型遊具」と同額
- ※2 1の「その他工事」のうち駐車場に係る経費
- ※3 大型遊具のみ、f<0(ゼロ)の場合は0(ゼロ)円

変 更 後 の 事 業 計 画 書

1 施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体
- (4) 入所(利用)定員

現行定員	増加定員	合計
人(世帯)	人(世帯)	人(世帯)

- (注) 1 保育所については、2歳未満児、2歳児、3歳以上児とに区分すること。
 2 母子生活支援施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事・仮設施設工事を除く)

- (ア) 敷地面積 _____m²
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____m²
- (オ) 建物の構造 _____造

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____m²
- (イ) 建物の構造 _____造
- (ウ) 建築年月日 _____

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____m²
- (イ) 建物の構造 _____造

(2) 事業費内訳

	総事業費
	単位(円)
本体工事	
備品	
大型遊具	
特殊附帯工事	
解体撤去工事	
仮施設整備工事	
実施設計費	
開設準備費	
土地賃借料	
その他工事	
工事事務費	
合計	

(3) 財源内訳

ア 国交付金	円
イ 市補助金	円
ウ 小計	円
エ 設置者負担金	円
(内訳) 寄付金	円
その他(内訳別)	円
オ 合計	円

(4) 施工期間

- ア 直営・請負の別
- イ 契約年月日
- ウ 着工年月日
- エ 竣工年月日
- オ 事業開始年月日
- カ 解体撤去工事関係
 - (ア) 直営・請負の別
 - (イ) 着工年月日
 - (ウ) 完了年月日
- キ 仮施設整備工事関係
 - (ア) 直営・請負の別
 - (イ) 工事期間
 - (ウ) 仮施設の使用期間

(5) 年次計画

	単年度事業	
	2か年事業	__年度 % __年度 %

(6) 添付書類(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略できる。)

ア 案内図、配置図、各階平面図、立面図、各室面積表

(注) 1 仮施設を設ける場合は、仮施設の配置図、平面図、各室面積表を添付すること。

2 拡張、増築の場合は、配置図、平面図及び各室面積表に既存施設との関係を明示すること。

イ 工事費費目別内訳書、調弁一覧表

ウ 工事費等見積書

(注) 建設工事費、設計監理費、備品購入費、大型遊具購入費、解体撤去工事費、仮施設整備工事費等の内訳が分かるようにすること。

エ 工程表

オ 公立保育所の民間移管の特例算定にあたって必要とする書類

カ その他必要とする書類

(注) 交付申請時において、工事請負契約等が締結されているものについては、契約書の写しを添付すること。

※ 事業形態に応じて、項目の削除・追加を行うこと。

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金について、次のとおり交付決定しましたので、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	年 月 日
交付条件	1 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 (ア) 建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。) (イ) 建物等の用途 (ウ) 利用定員 (エ) 補助事業に要する経費の配分の変更(市長の定める軽微な変更を除く。) 2 補助事業を中止し、又は廃止(一部の中止、又は廃止を含む。)する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。 5 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。 6 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。 7 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付要綱第10条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。 8 事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。市長は、前述の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。 9 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。 10 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。 11 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることは承諾してはならない。 12 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。 13 その他市長が必要と認める事項。
備考	(変更前の交付決定通知) 年 月 日付け千葉市指令 第 号

住 所
法 人 名
代 表 者 氏 名

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業中止(廃止)承認通知書

年 月 日付けで申請のありました千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業の中止(廃止)について、次のとおり承認しましたので、千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金交付要綱第8条第4項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

中止(廃止)予定年月日	年 月 日
中止(廃止)条件	1 補助事業が予定の期間内に中止又は廃止できない場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。 2 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の一部又は全部を市に納付させることがある。 3 補助事業者が既に補助金の一部又は全部の交付を受けている場合は、返還すること。 4 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。 5 その他市長が必要と認める事項
備考	

年 月 日

千葉市民間児童福祉施設建設費等補助事業実績報告書

(あて先)

千葉市長

住 所

法 人 名

代 表 者 氏 名

(※)記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印
又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを
確認できる場合は記名のみで可。

年 月 日付け千葉市指令 第 号により補助金の交付決定(補助事業中止
(廃止)承認)のあった千葉市民間児童福祉施設建設費等補助金について、千葉市補助金等
交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

補 助 事 業 の 着 手 年 月 日	年 月 日
補 助 事 業 の 完 了 年 月 日 (中止(廃止)にあつては承認年月日)	年 月 日
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 金 の 既 交 付 額	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	年 月 日交付 円
	計 円
補 助 金 の 経 費 精 算 額	円
添 付 書 類	1 精算額内訳(別紙1のとおり) 2 事業実績報告書(別紙2のとおり) 3 当該工事等に係る収支決算書(見込書) 4 補助事業の経過及び成果を証する書類 5 その他必要とする書類

様式第9－2号(別紙1)

精 算 額 内 訳

設置者の名称

施設の名称

整備区分

種類

1 保育所

工事種別	設 置 者 の 総 事 業 費 A 円	対 象 経 費 の 実支出(予定)額 B 円	寄 付 金 そ の 他 収 入 額 C 円	算 定							補 助 基 本 額 K 円 (=Eor(J×2ま たはJ×3/2)の 低いほう)	民間移管特例 市補助金所要額 L 円 (=K×3/4+L)	市 補 助 金 交 付 決 定 額 N 円	市 補 助 金 受 入 済 額 O 円	差 引 過 欠 不 足 額 P 円 (=(O-M)または (=O-T))	(内訳)	
				差 引 額 D 円 (=A-C)	選 定 額 E 円 (=BorDの低いほう)	交付基準額の算定額				国 負 担 分 Q 円 (=K×1/2または 2/3)						市 負 担 分 R 円 (=M-Q)	
						工 事 費 に 係 る 基 準 額 F 円	設 計 料 加 算 G 円	保 育 所 開 設 準 備 費 加 算 H 円	地 域 の 余 裕 ス ペ ー ス 活 用 促 進 加 算 I 円								
本体工事																	
備品																	
大型遊具																	
特殊附属工事																	
解体撤去工事																	
仮施設設置備工事																	
実施設計費																	
開設準備費																	
土地賃借料																	
その他工事																	
工事事務費																	
合計																	

※対象経費の実支出(予定)額の工事事務費は、Aの本体工事と特殊附属工事の額の2.6%を限度とする。

保育所開設準備費加算

整備後の定員 区分における 交付基準額	増加定員数	保育所開設準備 費加算
a 円	b 人	H 円 (=a×b)

設計料加算

工事種別	本体工事費及び 特殊附属工事費 に係る基準額	設 計 料 加 算
	c 円	G 円 (=c×5%)
本体工事		
特殊附属工事		
地域の余裕スペース活用促進加算		
合計		

当該年度分の市補助金所要額の算定(※2が年事業の場合のみ使用)

進 捗 率 S %	市 補 助 金 所 要 額 T 円 (=M×S/100)	(内訳)	
		国 負 担 分 U 円 (=Q×S/100)	市 負 担 分 V 円 (=T-U)

- ※ J、K、L、M、Q、Rについては、千円未満を切り捨てとすること
- ※ Kは、以下①及び②に該当する場合、Eor(J×3/2)の低い方とし、③及び④に該当する場合、Eor(J×2)の低い方とする。
- ①補助事業が「安心こども基金管理運営要領」別添1の3(1)に該当する場合。
- ②補助事業が「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」の別表1－8に定める国負担割合が2/3となる場合。
- ③補助事業が「安心こども基金管理運営要領」別添1の3(2)に該当する場合。
- ④補助事業が「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」の別表1－8に定める国負担割合が1/2となる場合。

公立保育所の民間移管の特例算定

対象経費	対 象 経 費 の 実支出(予定)額 d 円	民 間 移 管 特 例 補 助 基 準 額 e 円	補 助 基 本 額 と 対 象 経 費 の 実支出額との差 f 円 (=B-K)	民 間 移 管 特 例 算 定 基 準 額 g 円 (=d、e、fのい ずれか低い額※ 3)	民 間 移 管 特 例 市補助金所要額 L 円 (=g×3/4)
大型遊具※1		2,500,000			
駐車場※2		3,500,000			
合 計					

- ※1 「大型遊具」と同額
- ※2 「その他工事」のうち駐車場に係る経費
- ※3 大型遊具のみ、f<0(ゼロ)の場合は0(ゼロ)円

事業実績報告書

1 施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地(交付申請時から施設の名称に変更がある場合は交付申請時名称も併記すること。)
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体(交付申請時から変更がある場合は交付申請時の主体名も併記すること。)
- (4) 入所(利用)定員

現行定員	増加定員	合計
人(世帯)	人(世帯)	人(世帯)

- (注) 1 保育所については、満2歳未満、満2歳児、3歳以上児とに区分すること。
2 母子生活支援施設については、利用世帯数及び利用定員を記入すること。

2 施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業(解体撤去工事・仮設施設工事を除く)

- (ア) 敷地面積 _____m²
- (イ) 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
- (ウ) 施設整備の区分(創設、拡張等の別)
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____m²
- (オ) 建物の構造 _____造

イ 解体撤去工事(既存施設に係るもの)

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____m²
- (イ) 建物の構造 _____造
- (ウ) 建築年月日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____m²
- (イ) 建物の構造 _____造

(2) 事業費内訳

	総事業費 単位(円)	対象経費の 実支出額 単位(円)
本体工事		
備品		
大型遊具		
特殊附帯工事		
解体撤去工事		
仮設施設整備工事		
実施設計費		
開設準備費		
土地賃借料		
その他工事		
工事事務費		
合計		

※当年度における支出済事業費及び対象経費の実支出額を記入すること。

(3) 施工期間

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日

ウ 着工年月日

エ 竣工年月日

オ 事業開始年月日

カ 解体撤去工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 着工年月日

(ウ) 完了年月日

キ 仮設施設整備工事関係

(ア) 直営・請負の別

(イ) 工事期間

(ウ) 仮設施設の使用期間

(4) 年次計画

	単年度事業				
	2か年事業	__年度	%	__年度	%

(5) 添付書類

ア 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書

イ 設備備品等一覧表(又は納品書写し)

ウ 請負の場合は、工事請負契約書の写し

直営の場合は、支払領収書の写し

賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し(仮施設整備のみ)

設備備品等購入の場合は、物品供給契約書(又は請書)等の写し

エ 工事等請負業者からの竣工届及び引渡書の写し

工事監理業者からの完成届及び成果品納品書の写し

設備備品等納品業者からの納品書の写し

オ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し

(建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証)

設備備品等の検収調書(又はそれに代わるもの)の写し

カ 案内図、配置図、各階平面図、立面図、各室面積表

(注) 1 仮施設を設けた場合は、仮施設の配置図、平面図、各室面積表を添付すること。

2 拡張、増築の場合は、配置図、平面図及び各室面積表に既存施設との関係を明示すること。

キ 建物内外の主要部分の写真

(注) 仮施設を設けた場合は、仮施設のものも添付すること。

ク 工事契約金額報告書

ケ 公立保育所の民間移管の特例算定にあたって必要とする書類

コ その他必要とする書類

※ 事業形態に応じて、項目の削除・追加を行うこと。

年 月 日

(あて先)

千葉市長

発注者 社会福祉法人〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者 株式会社 △△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者社会福祉法人〇〇会と請負者株式会社△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
計	年 月 日	金 円

年 月 日

(あて先)

千葉市長

委託者 社会福祉法人〇〇会
理事長 〇〇〇〇

受託者 株式会社 □□設計
代表取締役 □□□□

工事契約金額報告書

委託者社会福祉法人〇〇会と受託者株式会社□□設計は◇◇◇施設建設工事に係る設計
監理委託契約を次のとおり締結し施工するとともに、交付金についてもこれに基づき算定したこ
とを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
計	年 月 日	金 円